

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成 26 年 6 月 16 日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

提出者

住 所 大分県佐伯市常盤西町11番20号

氏 名 独立行政法人地域医療機能推進機構

南海医療センター病院長 亀川 隆久

電話番号 0972-22-0547

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター
事業場の所在地	大分県佐伯市常盤西町11番20号
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療機関
② 事業の規模	260床
③ 従業員数	406人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	≪感染性廃棄物≫ ・麻生鉱山(株)にて中間処理 → 【破碎・滅菌】 ・(株)ハルミにて最終処分 → 【熔融(発電)】

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
*①平日			
医療	御幡検査技師長 (PHS : 556)	→	事務部長 (PHS : 546)
一般	寺嶋総務企画課員 (PHS : 579)	→	事務部長 (PHS : 546)
*②休日、時間外			
病院日直・当直 22-0547 (代表)			
医療	御幡検査技師長	→	事務部長 (緊急連絡網による)
一般	寺嶋総務企画課員	→	事務部長 (緊急連絡網による)
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (平成25年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	169,401 t	t
	(これまでに実施した取組)		
・リユース、リサイクルを考慮した廃棄物の分別・選別の徹底。 ≪使えそうな物は、捨てずに暫く保管しておく≫			
②計画	【目標】前年度 (平成25年度) 排出量維持		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	169,401 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・無駄 ムラ 無理の無い様に、現場と一体となった常に見える管理を実施し、前年度の排出量と同量を維持したい。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
・物が感染性廃棄物なので、再使用、再利用できる物は殆どない。しかし分別の時点では、使えそうな物が混入していないか？ヒューマンエラーで事業系一般廃棄物や、普通産廃の廃プラ等が混入していないか？を見抜き、残りは鋭利な物とそうでない物とを分別後、医療廃棄物容器に詰め込みすぎないくらいの一定量を入れ密閉して医療廃棄物倉庫に保管しています。			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
・特にありません。≪現状維持≫			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	188.951 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	188.951 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬業者の再選定と変更 <<優良性評価制度、評価基準の適合認定業者に変更>> ・ 上記に伴い、中間処理業者の再選定と変更 			

(第5面)

②計画	【目標】前年度（平成23年度）排出量維持		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	188.951 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	188.951 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特にありません。《現状維持》		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。